

リスク評価（一次）評価Ⅱにおける*N*-メチルカルバミン酸2-*sec*-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）の評価結果について  
（生態影響）

＜評価結果及び今度の対応について＞

- *N*-メチルカルバミン酸2-*sec*-ブチルフェニル（以下「フェノブカルブ」という。）について、生態影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから水生生物に対する予測無影響濃度(PNEC<sub>water</sub>)を導出し、暴露評価として、化審法の届出情報、PRTR 情報等に基づく予測環境中濃度(PEC)の計算、環境モニタリングによる実測濃度の収集整理等を行った。リスク評価としてこれらを比較した結果、環境モニタリングデータによるリスク推計結果及び様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる評価でPECがPNECを超える地点が見られた。また、製造・輸入数量の経年変化は、平成23年度以降ほぼ横ばいであり、直近の年度では減少が見られた。
- このことから、現在推計される暴露濃度では、フェノブカルブによる環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとはいえないと考えられる。
- 他方、環境モニタリングについてPECがPNECを超えた地点の多くは、化審法適用除外用途である農薬の影響もあると考えられるが、要因の特定と化審法用途からの寄与分を把握するには至っていない。また農薬以外の化審法適用用途由来によりPNECを超える濃度になると予測された地点では、環境モニタリングによる実測濃度が1データ得られているのみである。  
このように環境モニタリングデータに不確実性があることから、評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていないと判断し、化審法適用用途の寄与分を把握することが可能な環境モニタリング地点を選定したうえで追加モニタリングを行うことにより、当該地点における暴露状況を把握し再度審議に諮るものとする。